々

U, る。 0 各 領 0)

る

村

P

L

ば

L

ば

み

うけ

6

ħ

さら

領主を諸大名に限ってみても、

冱.

戸

初

期

か

5

明

治

維

新

圭

在任期間

表1 美濃飛驒の大名

石 高

藩 頟 È

FiX 奥 平3代 10.0 慶長6~寛永9 1 大久保1代 5.0 寛永9~寛永16 田3代 7.0 寬永16~正徳元 納 藤 3 代 正徳元~宝暦6 6.5 宝暦6~明治2 井6代 3.2石 川3代 慶長6~元和2 5.0 平2代 元和2~寛永元 松 5.0 岡 部2代 5.0 寬永元~寬永10 垣 平1代 寬永10~寬永12 6.0落 F-3 田11代 10.0寬永12~明治2 大新田) 1 田10代 1.3 **慶**安 4 ~明治 2 垣藩 遠 藤5代 3.0 **慶長5~元禄5 ④**郡 上2代 5.0 **元禄5~元禄10** 森2代 3.9 元禄10~宝暦 8 藩 青 山7代 宝暦8~明治2 4.8 永2代 5.06 慶長5~寛永5 ⑤ 品 小笠原1代 2.28 寛永17~元禄4 須藩 平13代 3.0 元禄13~明治2)高富藩 本 庄10代 1.0 宝永2~明治2 平2代 2.0 慶長6~寛永15 丹 寛永15~ 元禄15 羽5代 2.0 藩 松 3.0 元禄15~明治2 平7代 遠 山12代 慶長5~明治2 1.05 木藩 9高山 金 森6代 3.8 慶長5~元禄5 10 14 安藤7代 享和3~明治2 6.8 藩)岡田藩 藤10代 1.0 元和元~明治2

慶長・元和期のみ美濃国内を治めた16 家については、ここでは含めない。

61.1

3.0

1.0

慶長12~明治2

慶長12~明治2

慶長17~明治2

⑩~⑫は国外藩である。

尾張藩

(<u>13</u>

(14)

徳 川16代

竹 腰10代

石 河10代

⑬~⑭は尾張藩の附家老である。

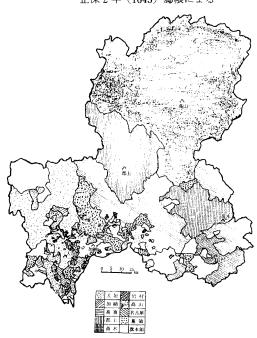
藩 料 主 関 実態

濃飛

西 村 覚 良

治されて と七 の 中 σ が 戸 時 に 微 領 \bigcirc 時 はじ は、 細 ほ 期 いることを、 代 主 一の濃 にみて どの 0) K)支配 よって多少 め 村 飛の特色とい 旗 がニ~ い 地 本 領、 Ś が まっ先に挙げることができる。 それ の増減があるにしても、 Ŧ. 地 の 図 域ごとに凡その えば、 領主に分轄される、 VC 幕府直轄領、 0) 通 濃飛が小領主によって分轄 n 極めて 固 複 [まり 寺社領がある。 雑 を認 に 相 ○余りの 入 給 それ あら 地 ŋ 組 K んで な れ は 大名 る ま 領 T Us \$

図 1 濃飛の諸大名の分布 正保2年(1645)郷帳による



けで、 で続けて濃飛国内を治 他の藩、 は 何家 かの 8 大名が 7 た 転 0) は 封 入部 表 を 0) して引き続き治 通 ŋ 苗木藩遠山 氏だ 8

である。 このような濃飛の特色 は、 濃 飛 Ó 江 戸ゴ 時 代 0) 研 究の上でも大き

く影響している。藩主が断絶あるいは転封にあえば、それまで作 めていた諸大名であっても、資料の散逸が著しく、ほとんどの藩 るいは新任地へ運ばれるのが普通である。 成してきた藩政資料は散逸しがちであり、 政資料は皆無といってよい。 比較的保存がよいのは、 明治維新まで美濃を治 藩主関係資料も散逸あ 苗木藩及び

の資料を再検討する必要があると同時に、新資料の採集に努力す もたらしたといえる。今後の方向として新たな視点に立って既存 岐阜県史や市町村史に盛り込まれ、 る必要があろう。 昭和二三年頃から盛んになった庶民史料の採集と調査・研究は、 藩政の解明に飛躍的な成果を

大垣藩ぐらいである。

新資料の発見は言うまでもなく、すでに知られている資料の調査 主所用の武具・生活調度品・衣装・古文書・記録などを調査しよ 消息を訪ね、また菩提寺・関係機関にあたり、藩政関係資料や藩 を試みようと企図した。すなわち約三〇家にのぼる藩主の子孫 そこで本年度「濃飛の諸藩・藩主関係資料の実態調査」として、

以下調査結果の一部を報告する。

大垣藩=戸田氏関係

戸 ,田氏の子孫は東京都在 住 一の戸 田氏直氏である。

大垣市 円通寺所蔵

①絹本着色戸 一西は徳川家康・秀忠父子に仕え、慶長八年(一六〇三)七月二五日六 $\stackrel{'}{\boxplus}$ 一西画像 センチメートル二〇三×五八、七 幅 図版

二才で歿した。

○画像は僧の姿で、「正眼院殿法誉道心大居士」の銘がある。 センチメートル 二〇六×四八

②絹本着色戸田氏西画像 幅 図版2 【を継ぎ貞

○氏西は第三代大垣藩主。寛文一一年(一六七一)七月一九日封

享元年(一六八四)六月七日五八才で歿した

○②~④の画像を納める箱に次のような銘がある。

此御影三幅壱対内左御鷹体相者、従公方様禄十万石致拝領

、則領知

之事公御恩為存出顕絵相也

令寄附于円通寺星、 四 幅一対肥後守氏西公御在世四十余歳時、法眼永真被仰付之旨、其後隔十 然処天和三年十一月任四品仮雖図無相御在世砌、謹而證丹誠伝聞、 亦中尊御束带者、諸太夫御時戸田家者終任四品依茲御装束四品絵相也、 右相者、 1五年貞享元甲子年六月七日五十八歳而卒、此三幅御逝去翌年九月七日 啄木威御具足栗毛御馬名紅葉、武士者公立御用処顕絵相 倚御影三幅共受氏定君之厳命、氏西公之御戒名并

官位御名乗書印者也

于時貞享三丙寅年二月七日

文化十一甲戌六月日御表具被仰付出来之 円通寺八世諦蓮社浄阿聴誉保 Ш

十九世松阿琢蒼代

画像は鷹狩りの姿で、法眼永真筆。「従四位下行藤原姓高称院殿前

肥後太守清誉江白大居士、戸田肥後守氏西」

の銘がある。

幅

図版3

③絹本着色戸田氏西画像 センチメートル二〇六×四八

④絹本着色戸田氏西画像 ○画像は正装の姿で、銘は②と同じである。 センチメートル二〇六×四八 幅

図版

○画像は武者の姿で銘は②と同じである。

センチメートルー 八 一 × 四八

⑤絹本着色戸田氏定画像 ○氏定は第四代大垣藩主。貞享元年(一六八四)八月四日封を継ぎ、 幅 図版5

享保

八年(一七二三)四月二三日致仕し、同一八年七月二三日七七才で歿し

○画像は正装の姿で、「法謚霊台院殿従四位下行釆女正藤原朝臣氏定」の

画像を納める箱に次の銘がある。

銘がある。

御衣冠皆具、冠掛緒紙捻 袍黒謚無輪唐草 奴袴縹 末広煮骨 内衣

白 野太刀銀装 明治八己 女年七月 拝写武光逸六 表装加藤惣大

夫

⑥絹本着色戸田氏長画像 センチメートルー 八 三×四〇 幅 図版 6

○氏長は第五代大垣藩主。享保八年(一七二三)四月二三日封を継ぎ、 [ii]

二〇年八月一〇日四九才で歿した。

射哉一付、 銘がある。 画像は正装の姿で、「法謚亨沢院殿従四位下行伊勢守藤原朝臣氏長」の 御本装ヲ其儘ニテ奉修補候也、明治十七甲四月日、 裏面には「此一幅御小形故御代々様御一列『奉掲之節、 永田次 不

郎左衛門正方・増田耕曹補親」の銘がある。

⑦絹本着色戸田氏教画像 センチメートルー 八 一 × 五 九 幅 図版7

○氏教は第七代大垣藩主。明和五年(一七六八)六月一三日封を継ぎ、文

化三年(一八〇六)四月二五日五三才で歿した。

画像は正装の姿で、「寿徳院殿執政従四位下行侍従円誉山大居上」の銘

○⑦と⑧の画像を納める箱に次の銘がある。

がある。

淡州侯皆公之賢徹、彼此謀詢命東都画工高島千春図之数十換粉本而成 寿徳公違三〇年久遺影未作今、君孝思不指本多飯山侯•遠藤三上侯分封

其熟知尊顏也、今君有此命、右二幅裱装已成寄附大垣円通寺使其香火不 泰嶽公遺影和田探意所図探意者、大村侯画工公在時数以画、及碁陪侍以

絶永祈冥福、弘化三年丙二月

⑧紙本着色戸田氏庸画像 センチメニトル 幅 図版8

○氏庸は第八代大垣藩主。文化三年六月一一日封を継ぎ、天保一二年(一

八四一)三月一九日五九才で歿した。

○画像は正装の姿で、「泰嶽院殿従四位下行侍従霊誉瑞雲大居士」の銘が

⑨絹本着色戸田氏正画像 センチメートル 幅 図版9

○氏正は第九代大垣藩主。天保一二年五月七日封を継ぎ、安政三年(一八

五六)一〇月致仕し、明治九年六月二八日六四才で歿した

○画像は正装の姿で、「法謚善徳院殿従四位下左門藤原朝臣氏正」の銘が

画工岡田清三郎」の銘がある。

○画像を納める箱に「善徳公尊影一幅、 ある。

⑩絹本着色戸田氏彬画像 ○氏彬は第一○代大垣藩主。 安政三年一〇月二五日封を継ぎ、慶応元年 センチメートルー八七×五二 幅 図 10

(一八六五) 七月二九日三五才で歿した。

○画像は正装の姿で、「大顕院殿従四位下行侍従仁誉義勇大居士」の銘が

ある。

○画像を納める箱に次のような銘がある。

大顕公肖像江都画工岡野雪窓所写也、公之指館舎也、今公命画工数名写 香火、而命臣煥記其歳月煥侍講、先公日久今拝観其尊影神彩突々如在 其遺影皆不能貌鳥独雪窓善肖也、及留之裱装已成、納大垣円通寺使永奉 時**慶**応二年丙寅初秋也、

①漆塗り高膳椀 揃

然者久之遂題、

臣野邨郷謹識

⑫漆塗り文箱

③手拭縣

三

ア岐阜市 炒大垣市 常葉神社所蔵 **(1)** 2 馬具 ②旗指物 ⑤漆塗り乱箱 (15)衣装 ①絹本着色亀姫画像 ⑥漆塗り盥 ④漆塗り重ね弁当箱 ③漆塗り硯蓋 ① 団 扇 ①茶糸威胴丸 ⑥戸田氏庸筆 ○戸田氏鉄所用と伝える。 ○戸田氏正使用の馬具と伝える。鐙に「鍛冶州敷美濃中嶋住左兵衛鍛之、 ○徳川家康より拝領の品と伝える。面は桧薄板で、両面に桜枝花の絵が着 大垣市 藩祖戸田氏鉄の祖父氏光が、徳川家康の父広忠から、軍功により「か 政賢 (花押)、 色されている。柄は竹材である。 ん」色の絹に金文字「あらは」を縫った指物を与えられた。 加納藩 = 奥平氏・安藤氏関係 光国寺所蔵 大垣城所蔵 内田市左衛門作之」の銘がある。 紙本龍図 四 式 センチメートルー 九〇×七七 領 センチメートルー 九六×六五 幅 図 版 14 対 図 版 13 図版11 図版12

才で歿した。

14手鏡

○画像の裏に「朝鮮国絵師法雨露」

の銘がある。

(1)岐阜市 盛徳寺所蔵

①絹本着色奥平信昌画像 センチメートル一八九×七八・五 幅

○信昌は、慶長六年(一六○一)三月初代加納藩主となり、 同七年致仕し、

元和元年(一六一五)三月一四日六一才で歿した。

と、「寛政八龍次丙辰春二月表具修補、 施主奥平大膳太夫昌高濃州加

画像は正装の姿で、裏面に「久昌院殿前作州大守泰雲安公大居士御影」

香林山盛徳禅寺」の銘がある。

②絹本着色亀姫画像

センチメートルー八〇×六三・五

幅

(יי) 東京都安藤信和氏所蔵

○安藤信和氏は加納藩主安藤氏の子孫であり、磐城平藩主安藤

氏の子孫である。

①加納御家騒動覚書 ○安藤氏二代藩主信尹が享保一七年(一七三二)家督を継いてから、家中 ₩

の綱紀が乱れ、領内の農民も強訴に及ぶことがしばしば起きた。そこで

宝暦三年(一七五三)五月一一日江戸詰の家老坂田斎宮らが事態の収拾

をはかるため、藩主親族安藤広猛・定英と内密に協議のうえ、信尹不行

終わり処分が申し渡された。その処分は家臣の大量処分は言うまでも 跡につき公儀より内意があったといつわり、藩主信尹を一室に押し込 なく、この家中騒動をきっかけにして、安藤氏は減封され、加納から陸 のことを翌四年一一月幕府大目付に訴え出、翌五年二月事件の詮議が め、反対派を減知謹慎処分にした。処分を受けた三原田清左衛門は、

奥国磐城平へ所替えになった。

○この事件は、単に家中騒動として、藩庁の主導権争いというにとどまら

○亀姫は加納城主奥平信昌の妻で、寛永二年(一六二五)五月二七日六六

どの面から、再検討を加える必要があろう。 ず、享保~宝暦期の藩の農民政策や、領内で目立ち始めた地主の成長な

上覚、 「加納御家騒動覚書」は、 それに「日記書抜」を集録している。 橋本・関屋・菊地・伊東の四人の起請文や口 橋本ら四人は、取次役など

を勤め藩主信尹の側近くにあった者で、この覚書は彼らの記録である

といえる。

2 「御家中筋目書幷御構もの」 ₩

○安藤氏初代から、家臣の筋目や御構になった者を、宝暦二年(一七五二)

「安藤家年中行事」 まで書き留めたものである。

3

₩

藩主・家臣の年中行事を詳細に書き留めたもの。 順序や衣服の制、 外出の御供行列の仕来りなど詳細に書き留めてあ その他に召し出されの

る。

四 その他の藩関係

(7)0 高富藩=本庄氏関係

東京都 本庄英輔氏 (藩主本庄氏の子孫である) 所蔵

①将軍家茂領知朱印状

通

〇史料

図版 15

下野国簗田郡之内五箇村、足利郡之内弐箇村、 美濃国各務郡之内弐箇村、 山県郡之内四箇村、 高壱万石目録在別紙 方県郡之内七箇村、

充行之訖、 依代々之例領知之状、如件

安政七年三月五日

本庄宮内少輔とのへ

②幕末の系図関係資料

八冊

(1) 高須藩=松平氏関係

○松平氏の子孫は津市在住の松平義明氏である。

○海津郡南濃町 行基寺所蔵

②第一一代藩主松平義比筆「楽哉無 ①高須城下町絵図 二幅

事

などの

書

四 幅

③魁翠園焼 碗 Ш

○第一○代藩主松平義建が、化政期に江戸下屋敷に築いた御庭焼。

④火鉢

⑤漆塗り御殿膳部

二揃

⑥その他、 香炉・食籠・広蓋・手文庫など

(ウ) 今尾藩 = 竹腰氏関係

○東京都 竹腰正夫 (竹腰氏の子孫である)

①糸緋威二枚胴朱具足

領 領

②黒塗紺糸威背割試胴具足

(工) 苗木藩=遠山氏関係

○中津川市 遠山賀須子氏 (遠山氏の子孫である) 所

①紺糸威五枚胴具足

領

②色々威二枚胴具足 領

桃山時代に美濃に勢力をもっていた森氏関係資料が、 その他の藩については、 今後の調査に待ちたい。 なお、 赤穂市内に 安土•

所蔵されていたことを付記しておく。

(史料)

「加納御家騒動覚書」

記さる事

之讒言致間鋪候、御為之儀"候ハ、親疎之差別有間敷候事は、見聞之品"よらす、右之連中《可申達合候、尤私之宿意を以て役人等は、見聞之品"よらす、右之連中《可申達合候、尤私之宿意を以て役人等上申度、御為筋申合候"付ては、面々存念之程不相隠少も御為之儀"候ハ一此度御重き御慎"付、奉押計御意内向"より被為申様候、御不調法申被差

但連中一分之遺根ヲ申立争論かましき儀致間敷候

抜、万端取斗不申諸事合体之上何事も可致事連中申合之儀、親子兄弟たりとも同心外一切他言有間敷候、自分働色々列連中申合之儀、親子兄弟たりとも同心外一切他言有間敷候、自分働色々列

有之候ハ、何ヶ度も御為之儀仕差上可申候、毛頭違変之儀有之間敷候事候、万一存念相調不申、いか様之取斗『逢候とも、此四人之内壱人存命』御為筋申合不成就たりとも、其内取斗等之儀譲り合恨ミかましき儀有間敷

橋本 金右衛門

右之條々於君違狂有之者

関屋喜惣右衛門

(花押)

菊地 為八郎 (花押)

宝暦三癸

伊東武治右衛門祐闆 (花押)

奉願候口上之覚

置、早々御出立被遊御留守中御慎之儀も、諸事 和泉守様へ被為憚、随分御御神妙 『御慎被成御座候段、先以難有御儀奉存候、去年中御慎之儀被為仰『龍出申上候処、何之被仰分も無御座、直『御園』被為入、此節迄も至極「指図被遊候」付、御重キ御慎『可被為入之旨、御家老共其外御役人共一同指図被遊候』付、御重キ御慎『可被為入之旨、御家老共其外御役人共一同(家藤信尹)

御座候哉、是又難斗奉存候遠慮深く被成御座候、右御在国中対馬守様之御様体如何達御聴罷在候儀

仰進、御家老共へも右之段被仰渡候様。仕度奉願候願候、去五月十一日以来之御儀ヲ、御重キ御呵。 被成、猶又急度御異見被勝蔵様御幼年。て被成御座候得は、対馬守様御再勤をも被成候様。仕度奉勝を事前様迄私共存念奉願候趣意は、対馬守様年御年若。 も被成御座、其上御手前様迄私共存念奉願候趣意は、対馬守様末御年若。 も被成御座、其上

差出申候、別左『記掛御目候達御聞被下候様』奉願候、将又去年中青柳東右衛門迄は、私共之存念相認達御聞被下候様』奉願候、将又去年中青柳東右衛門迄は、私共之存念相認作恐御待請申上候間、此段御手前様迄御願申上候、御機嫌之御程合を以被為和泉守様より被仰進候御慎之儀』御座候間、当年之御参府被遊候御時節、和泉守様より被仰進候御慎之儀』御座候間、当年之御参府被遊候御時節、

覚

為入候由奉承知、先以難有奉存候儀被仰上、上『も至極御承知、諸事御遠慮深く何『被仰ても無之、御慎被儀被仰上、上『も至極御承知、諸事御遠慮深く何『被仰ても無之、御慎之殿様近年御身持不宜被為入候由にて、藤堂和泉守様御差図之上、重き御慎之殿様近年御身持不宜被為入候由にて、藤堂和泉守様御差図之上、重き御慎之

右之通御気儘「被為入候迚、只今迄各様何々御諫言も不被仰上候段、 手掛りと奉存候 も有之、又は殿中向之御取沙汰も不宜被為入候由、猶以是は能き御練言之御 にて御相続之御願ひを以て、 樣御本家御相続御養子 "被為入候以後、 御取斗と奉存候、乍推参、君々たらすとも臣ハ臣たる之道にて御座候義、 本家御相続之御事に候得は、弥御募り事六ヶ敷罷成候ハユ、追込候まてと申 不被遊候、以前各様御了簡も可有御座御儀『奉存候、必竟は御末家より御 難相心得奉存候、 通り之御養子は申すも御座有間敷候、誠に承候得は、御役人様方之御内意 誠以御家御大切之事専要"被思召候ハ、、今様" 御嫡子様「御定より被遊候御事 御不幸 一被成御座、 当殿様御嫡孫 一候得は、 何共 又

右之御内意又は殿中向、世上之御取沙汰悪敷被為入候と申御事を、重も三被

申上候、 御不運之御有様、難忍悲難奉存候、今更無詮御事なから、憚をもかへり見す 君臣御合体之儀おのつから相整、御家中 " ても御尤と可奉存候、只何事も 此節之御苦ミも被遊間敷候、 其ことく未御療治御残り『成候、各様兼て御諫メも被仰上候ハユ、上にも 良医・良薬相用、医案等も区々候上『候ハム、誠』残念も御座有間敷候、 有之儀と、 御諫被仰上候儀も、粗取沙汰仕候間、兼て承知仕候、是ハ御平生御職分"可 候ても、上下一意之難説をも申上間敷候、尤毎度御書付或ハ御用人中を以、 御 り各様御内御身 " も被替、至孝甚忠之道を思召被給被仰上候ハ、、 仰上御家之御為専一、次『御子様方之御為の儀□敷御諫メ被仰上、 は納得無之と申儀は御座有間敷候哉、 郎両人持参仕、 ゝ、天命の御尽き被遊候処に被為入候、其上ハ是より□敷御慎之儀被仰上 以上右之通去七月廿七日青柳東右衛門宅え 乍憚奉存候、 東左衛門面談之上相渡候 仮令ハ乍恐病人。致候ハム、 各様。も此節之御苦ミを、前広。被成候ハユ、 夫程 『まて被仰上、 橋本金右衛門、 未療治も御座候所を、 御納得不被遊候 닒 菊地為 よもや

「宝暦三癸 · 百年五月十一日以来

12 抜

御慎被成、 処 共 御手水場より御立帰へり被成、 付等罷出、 目付之者罷出、右御手水場より御立帰被成候内、御待合仕、引続徒目付下 五月十一日対馬守様御小書院御手水場へ被為入候節、(安藤信尹) 御間 何々被仰分も無之、 合不申、 御居間御次向勤番之者を遠け、御手道具其外御書物等片付、 御見苦御事ハ無御座候 直 尤之由被仰候て、 右御待合セ申候者共罷出、 御小袖御袴被為召出て、 直 其座に被成御座候て、 以書付御慎の儀申上 御家老共御用人共 御腰物と被仰候得 随分 無 御

小納戸へ取入、其儘御家老共へ、只今御手場へ御入被成候旨、 右御腰物之儀ハ御家共へ内通の者之御手水場へ御入被成候と、 内通申 直 넩 御

此等の儀及承候者共ハ、

御家中世上共

度々遊所なとへ御越被成候様に

电 其節御家中にて風説仕候

争 略

加納御家老 ,林喜之助

後早々加納表へ出立仕候、御用筋にて御呼下シ被成候所、右御用筋ハ不永御 右五月九日江戸表参着御慎申上候節、一 列にて罷出申候、 御用筋相仕廻、 其

慎之儀申上罷帰候事

望月彦左衛門加納御用人

是も喜之助同様に参着御慎申上候以後、中老格五十石加増にて、御勝手惣掛

相成、 喜之助同道にて御在所へ罷帰候事

ŋ

加納大目付加納大目付

右 ハ江戸表様子相伺ひ申候由にて罷なり、 無程罷帰り申候事

菊地七郎右衛門

被仰出候上にて、御役御免充行之内五十石被召上、 罷在候所、勤方不宜、惣勘定も相立申さす候哉、御吟味の上百日余急度遠慮 六月朔日三拾俵加増、元メ役申付候、此者儀七ヶ年以前まで元メ役相! 御取次役被仰付候、 勤候て

右再役の儀、 御家中の者共ハ不及申、他所にても難相心得、 高橋勘右衛門御用人御留主居兼 取沙汰仕候 由 又々再勤之事

役柄不相応の儀も、 承候、其外にも火事場なとへ御早乗りなと御すゝめ申上候て、自分も馬上に 御入被成候樣。申上、 て御供仕候由、 へ申込…、左京殿根廻之由にて終日御越被成候事も御座候、直に品川遊ひ茶 此者儀御留主居役斗相勤罷在候節ハ、御意に相叶ひたがり、手前長屋なとへ 〜御供仕候由、其節御家中にて風説仕候、此事ハ世上にも流布仕候様に及 是又其頃御家中にて取沙汰仕候、 御家中上下存知罷在候、 夜中御入被成候儀も有之候、 併御用人まて被仰付候 旦又自分妾の儀。付ても、 其外吉川左京殿留主居

屋

4、可奉存哉之事

略

仕候、 勝蔵様御弘メ之儀段々及延引、難仕安堵、此上にも違変之儀御座候ては、(安藤) 早不得止ム事を、存念相立申より外無之候、併弥御弘メ之儀と御相違も無御 事 ての外、 間 座候ハム、 て相 候 の御事に候間、勝蔵様へ是非御相続之儀取斗可申旨申上候へは、丹波守様以 殿には順養子に取斗可申旨被仰候、依之各申候ハ、左様之節にハ決て相 候、若又斯々不将にも候て、追込申まてに候間、達て左様に致度候由、 ハ、勝蔵殿と申ても、御幼年の御事に候間、 敷候、 曲 知 御家老の内にも壱人丹波守様へ致組候仁候得共、名ハ只今難申候、 可申 併最初之趣にてハ此挨拶 お 万一左様の筋に取斗ひ申候ハム、御家中上下納得仕間敷候、 御不興被成候て、彼是と御六ヶ敷候理屈合被仰候得共、漸く押付申 たつね申候処、 相待可申候由各申合候、 候之間、 先安堵仕可候、扨々危き事にては無之候哉と、物語仕候 弥御弘メニ ハ難及候、其訳ハ安藤丹波守様より仰候(安藤広猛) 依て橋本金右衛門・広瀬克右衛門宅へ参 御違無之旨漸相極り申候、 内蔵助に御家督相続致させ申度安藤広峯) 依て安堵可 、御実子 勝蔵 成 最 追 申

渡御座候事一七月廿一日勝蔵様御願ひの通り、嫡子様に御定り被成候旨、御家中向々へ申一七月廿一日勝蔵様御願ひの通り、嫡子様に御定り被成候旨、御家中向々へ申

(中略)

為致候、書面左之通り一八月十五日((中略)関屋喜惣右衛門存寄書、是又持参、東右衛門。一覧

覚

の取どりも無之、両町家は勿論、御領分の出金及当年二難渋上へ罷成候去暮より当年の御取続之趣談□相極り候上、返済有之可き事乎、此儀左様屋・大口屋先納金返済有之候由、尤左も可有之儀にて候、併右返済有之上へ、一当年に至り別て御勝手御指支之根元へ、御在所において百姓方江戸御庫

出来候様に、御手段。ても有之哉と奉存候と奉存候、仮令徳右衛門期に候節、、其治、、衛子の、共、百姓共并両町家へ対し、今更申方も無之儀と奉存候、仮令徳右衛門取斗不宜の趣、寄々申立候向も有之候由、及承候得はし、徳右衛門に御任せ被指置候迚も、御了簡可有御座御事歟、其上先達よし、徳右衛門に御任せ被指置候迚も、御了簡可有御座御事歟、其上先達はし、徳右衛門に御安くみ候様。御仕掛、おのつから徳右衛門御座御事歟、其上先達は一次には御安くみ候様。御仕掛、おのつから徳右衛門御用に候意味合御戸列様方御安くみ候様。御仕掛、おのつから徳右衛門御用に候意味合御戸列様方御安くみ候様。御仕掛、おのつから徳右衛門御用に候意味合御戸列様方御安くみ候様。御仕掛、おのつから徳右衛門御用に候意味合御戸が、御手段。ても有之哉と奉存候

門取斗不宜不将にて、世上噂にも預り、自分も難相立候に付、別て上之御 徳右衛門より常々中触候ハ、上の御きまり不宜候に付、御勝手御直 内御痛間敷御儀 奉存候、寸志斗 如此御座候、 法ハ相隠れ、 之筋、兼て徳右衛門と被仰合候御方も有之候様に被存候、 候哉と奉存候、 金幷上納金元利段々相かさミ、御メ申上方も無之訳よりめ、当時之御糺明 身持を始メ、其外聊かの儀まても申触候事にて、 も付不申候之儀、不断人々へ致物語候、此段不届至極に奉存候、尤徳右衛 上御壱人之御科 ニ斗り相成候段、 今更致出奔候之儀残念 " 奉存候、 御壱人御不運と乍恐御意 以上 世上致流布候様『 専る所、 今更一統の不調 上を奉掠物借 ら候際 罷

(中略)

右之書面東右衛門より被見之上、尤『有之候旨挨拶仕候

へ申達候得共、此節御家御大切と申処へ、拝借の儀願出候儀不将者に有之候付、少々にても拝借金被仰付下候様。相願申候処、御目付役之者御家老共体にて御座候、御徒目付相勤罷在候岡原作吾右衛門と申者、御目付役の者体にて御座候、御徒目付相勤罷在候岡原作吾右衛門と申者、御目付役の者本、四年暮より御家中渡り方一切相渡り申さす、酉年春より夏まてハ御扶持(宝暦元年)

役共も、急度申渡候事由、急度伺候上にて、役儀差免シ差扣申候、其外作五右衛門へ差済相願候同由、急度伺候上にて、役儀差免シ差扣申候、其外作五右衛門へ差済相願候同

通り申渡候儀無体成御政事の取斗様にて御座候段、御家中にて申立候亦夫々に付一分の儀も申立間敷ものにても無之候処、不届に相成、右之ハ、面々及困窮候等之儀、御家中之儀申立候事ハ、身分の役儀に付候儀、此儀御家中にて申立候者、何役相勤候共、三ヶ年の内被下物無之候得

事

弥兵衛儀ハ、 四月晦日加納表へ御勝手御指支に付、 之御存念とハ相違仕候て、無御本意御事 "奉存候事 金ハ至来仕候得共、御家中にて手当之儀ハ曽て無御座候、然は対馬守様最初 中上下共に少々ツゝも御教金可被下□□御存念之所、 方百姓まで納得仕、金子千両余相調申候由、右加納表へ御才覚金之候由、 安き物に物語仕候、 あの方にて江戸表の騒動之儀曽て不存候、此方より飛脚到来後、右之様子共 ハ六月中御参勤之御時節に至、御□所にても被蒙仰候節の御入用、且又御家 兼て存可有之候迚、 右弥兵衛御書為御持被遣候一付、 重役相勤候者まて相尋申候由罷帰り、 村上弥兵衛「御書為御持被遣之候、 加納表より右之下り 加納表役人共其外村 心

上候、右の御世話被仰出候由及承候事配り等も手当も仕有之候哉と被仰出候処、曽て右之心掛無御座候段申右ハ四月中被仰出候は、御番所被仰蒙候ても、右の手当亦ハ御参勤之御

(中略)

此等之儀彼是御家中の風説有之事"御座候間、日記"留置候 御承知之上出立仕候、右出立前左門様にも度々御出被成、御相談も御座候事 簡りに申合候由、東右衛門・伊左衛門へ出立之儀不得心候得共、丹波守様 (青欄) (近攤) (安攤立集) (青欄) (近攤) (安攤立金) (安攤立金)

(中略)

へ金弐分ツ、、尤百石以上之者も勤居申候者斗へ借シ申候事一当正月朔日借金之由にて、百石以上之者へ金壱両ツゝ、其外小給人勤掛之者

"我意"相成候儀、評判仕候事なる浪人御長屋へ引取差置候儀、例無御座候、依て御家中にても斎宮次第なる浪人御長屋へ引取差置候儀、例無御座候、依て御家中にても斎宮次第坂田斎宮従弟之由、粟田口勘兵衛と申浪人、当正月谷御屋敷御長屋へ右之浪坂田斎宮従弟之由、粟田口勘兵衛と申浪人、当正月谷御屋敷御長屋へ右之浪

由、此等之趣恐入候御儀『奉存候事遊被成候にも、御足に掛り候に付、御難儀被成候と弥太夫へ度々御意御座候候て、御綿も出候を御召被成候、足袋も御指ひの出候を御召被成候、依て御察様附御玄関番相勤候間、関弥太夫申聞候ハ、勝蔵様御儀御慰メ『御絵御樂様附御玄関番相勤候間、関弥太夫申聞候ハ、勝蔵様御儀御慰メ『御絵

(後略)

図版



戸田氏西画像



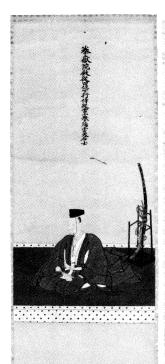
3 戸田氏西画像



2 戸田氏西画像



戸田一西画像



8 戸田氏庸画像



7 戸田氏教画像

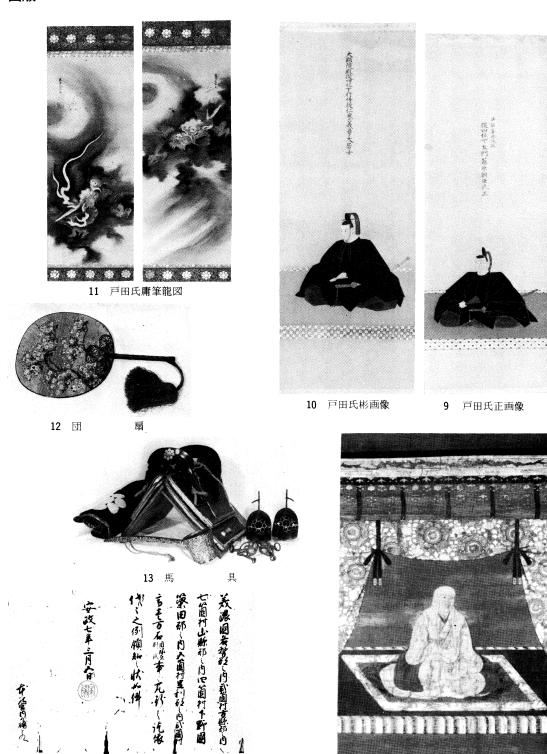


6 戸田氏長画像



5 戸田氏定画像

図版



15 将軍家茂領知朱印状

14 奥平信昌夫人画像